

令和二年法律第五十四号

新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律

(趣旨)

この法律は、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置が労働者及び事業主に及ぼす影響の緩和を図るため、雇用保険法(昭和四十九年法律第百十六号)の特例等を定めるものとする。

(定義)

この法律において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)である感染症をいう。

(第二条) この法律において「新型コロナウイルス感染症」とは、病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和二年一月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る)である感染症をいう。

(第三条) 雇用保険法第十五条第一項に規定する受給資格者(以下この条において「受給資格者」という)であつて、同法第二十二条第二項に規定する就職が困難な受給資格者以外のもの(同法第二十四条の二第四項に規定する個別延長給付又は同法附則第五条第一項の規定による基本手当の支給を受けることができるものを除く。)のうち、次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める者については、公共職業安定所長が、その地域における雇用機会の状況及び新型コロナウイルス感染症についての新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第二条第四号に規定する新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施の状況の事情を勘案し、雇用保険法第二十四条第一項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業指導を行うことが適当であると認めた場合においては、第四項の規定による期間内での失業している日(同法第十五条第二項に規定する失業の認定を受けた日)について、同法の規定による所定給付日数を超えて基本手当を支給することができ

第一条 第一号に掲げる期間をいう。以下この条において同じ。前ある場合、当該緊急事態措置実施期間の初日の前日において現に受給資格者である者(以下「受給資格者」といふ)又は特定理由離職者(同法第二十三条第二項に規定する特定理由離職者をいう。次号において同号において同じ)である者(以下「特定受給資格者」といふ)に係る離職の日が、その居住する地域における緊急事態措置実施期間中である場合(前号に該当する場合を除く。)特定理由離職者(雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由離職者をいう。次号において同号において同じ)又は特定受給資格者(同法第二十三条第二項に規定する特定受給資格者をいう。同号において同じ)である者(以下「特定受給資格者」といふ)に係る離職の日が、その居住する地域における緊急事態措置実施期間後である場合(前号に該当する場合を除く。)特定理由離職者(雇用保険法第二十四条の二第一項に規定するものに限る。)又は特定受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響(次条及び第五条第一項において「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。)により離職を余儀なくされた者(前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日(雇用保険法第二十三条第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日)を限度とするものとする。

第二条 第一号に掲げる期間をいう。以下この条において同じ。前ある場合、当該緊急事態措置実施期間が複数あるときは、その末日が直近のものとする。)の翌日から起算して一年を経過した日後である受給資格者には、第一項の規定にかかわらず、同項の規定による基本手当は、支給しない。

第三条 第一号の規定による基本手当の支給を受ける場合においては、第四項の規定による受給資格者の受給期間は、雇用保険法第二十条第一項及び第二項の規定にかかるべき期間に第二項に規定する日数を加えた期間とする。

第四条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間(令和五年三月三十一日までの期間に限る。)の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた同法第四条第一項に規定する被保険者(次条第一項において「被保険者」といふ)に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができる。

(被保険者でない労働者に対する給付金)

第五条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、新

年法律第五十四号。以下「臨時特例法」とい

う。)第三条第一項の規定による基本手当の支給(以下「特例延長給付」という。)と、「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付又は特例延長給付」とあるのは「個別延長給付又は特例延長給付」と、同条第二項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付、特例延長給付」とあるのは「個別延長給付又は特例延長給付」とあるのは「個別延長給付又は特例延長給付」と、同法第二十九条第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第五項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付、特例延長給付」と、同法第七十九条の二中「並びに第五十九条第一項」とあるのは「第五十九条第一項並びに臨時特例法第三条第一項」とする。

第六条 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び前条第一項の給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の公課の禁止)

第七条 租税その他の公課は、新型コロナウイル

ス感染症対応休業支援金及び第五条第一項の給付金として支給を受けた金額を標準として課す

ることができない。

第七条 第一号に掲げる期間をいう。以下この条において同じ。前ある場合、当該緊急事態措置実施期間の初日の前日において現に受給資格者である者(以下「受給資格者」といふ)又は特定理由離職者(雇用保険法第十三条第三項に規定する特定理由離職者をいう。同号において同じ)である者(以下「特定受給資格者」といふ)に係る離職の日が、その居住する地域における緊急事態措置実施期間中である場合(前号に該当する場合を除く。)特定理由離職者(雇用保険法第二十四条の二第一項に規定するものに限る。)又は特定受給資格者であつて、新型コロナウイルス感染症及びそのまん延防止のための措置の影響(次条及び第五条第一項において「新型コロナウイルス感染症等の影響」という。)により離職を余儀なくされた者(前項の場合において、所定給付日数を超えて基本手当を支給する日数は、六十日(雇用保険法第二十三条第一項第二号イ又は第三号イに該当する受給資格者にあつては、三十日)を限度とするものとする。

第八条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、雇用保険法第六十二条の雇用安定事業として、新型コロナウイルス感染症等の影響により事業主が休業させ、その休業させられている期間(令和五年三月三十一日までの期間に限る。)の全部又は一部について賃金の支払を受けることができなかつた同法第四条第一項に規定する被保険者(次条第一項において「被保険者」といふ)に対して、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金を支給する事業を実施することができる。

(被保険者でない労働者に対する給付金)

第九条 政府は、新型コロナウイルス感染症等の影響による労働者の失業の予防を図るため、新

年法律第五十四号。以下「臨時特例法」とい

う。)第三条第一項の規定による基本手当の支給(以下「特例延長給付」という。)と、「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付、特例延長給付」とあるのは「個別延長給付又は特例延長給付」とあるのは「個別延長給付又は特例延長給付」と、同法第二十九条第一項、第三十二条第一項及び第三十三条第五項中「個別延長給付」とあるのは「個別延長給付、特例延長給付」とあるのは「個別延長給付又は特例延長給付」とあるのは「個別延長給付又は特例延長給付」と、同法第七十九条の二中「並びに第五十九条第一項」とあるのは「第五十九条第一項並びに臨時特例法第三条第一項」とする。

第十条 新型コロナウイルス感染症対応休業支援金及び前条第一項の給付金を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができない。

(新型コロナウイルス感染症対応休業支援金等の公課の禁止)

第十一条 租税その他の公課は、新型コロナウイル

ス感染症対応休業支援金及び第五条第一項の給付金として支給を受けた金額を標準として課す

ことができない。

(厚生労働省令への委任)
第八条 この法律に規定するもののほか、この法律の実施のため必要な手続その他の事項は、厚生労働省令で定める。

附 則 抄

(施行期日) **第一条** この法律は、公布の日から施行する。

(特例延長給付に関する経過措置)

第二条 この法律の施行前にされた新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る第三条の規定の適用については、同条第一項中「当該各号に定める者」とあるのは、「当該各号に定める者」(同法の規定による所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日がこの法律の施行の日以後である者に限る。)とする。

附 則 (令和三年二月三日法律第五号)

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して十日を経過した日から施行する。

附 則 (令和四年三月三一日法律第十二号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二条中職業安定法第三十二条及び第三十二条の十一第一項の改正規定並びに附則第二十八条の規定 公布の日

(特例延長給付に関する経過措置)

第八条 この法律による改正後の新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための雇用保険法の臨時特例等に関する法律(次項において「新雇用保険臨時特例法」という。)第三条の規定は、雇用保険法第二十二条第一項に規定する所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日がこの法律の施行の日以後である者について適用する。

2 この法律の施行の日前の新型インフルエンザ等対策特別措置法(平成二十四年法律第三十一号)第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言による同項第一号に掲げる期間に係る新雇用保険臨時特例法第三条の規定の適用については、同条第三項中「その居住する地域における緊急事態措置実施期間の末日

(当該緊急事態措置実施期間が複数あるときは、その末日が直近のものとする。)とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律(令和四年法律第十二号)」の施行の日前の直近の新型インフルエンザ等対策特別措置法第三十二条第一項に規定する新型インフルエンザ等緊急事態宣言に係る第三条の規定の適用については、同条第一項中「当該各号に定める者」とあるのは、「当該各号に定める者」(同法の規定による所定給付日数に相当する日数分の基本手当の支給を受け終わる日がこの法律の施行の日以後である者に限る。)とする。

第二十八条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (令和六年五月一七日法律第二六号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和七年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第一条中雇用保険法附則第十三条第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「から第五号まで」を「及び第五号」に改める部分に限る。)、同法附則第十四条及び第十四条の二を削る改正規定、同法附則第十五条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める部分を除く。)、同条を同法附則第十四条とする改正規定、同法附則第十四条の四を削る改正規定並びに同法附則第十五条の三第一項の改正規定、同条第二項の改正規定(「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める部分を除く。)、同条を同法附則第十四条とする改正規定、同法附則第十条の改正規定(「育児休業給付に係る国庫の負担額を除く。」)を削る部分に限る。)、同法附則第十条の二及び第十一条の改正規定並びに同法附則第十二条の二を削る改正規定並びに第五条並びに附則第六条、第二十四条第一項、第二十五条、第二十六条第一項、第二十七条第二項及び第三十四条の規定 公布の日又は令和六年四月一日のいずれか遅い日

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 略
 二 附則第四十三条の規定 この法律の公布の日又は雇用保険法等の一部を改正する法律(令和六年法律第二十六号)の公布の日のいづれか遅い日

附 則 (令和六年六月一二日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和五年度〕に改める部分、「第六項を」「第五項を」に改める部分及び「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める部分を除く。)並びに附則第十七条第一項、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定

(政令への委任)
 令和七年十月一日

附 則 (令和六年六月一二日法律第四七号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、令和六年十月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

〔令和五年度〕に改める部分、「第六項を」「第五項を」に改める部分及び「第六十六条第六項」を「第六十六条第五項」に改める部分を除く。)並びに附則第十七条第一項、第三十条、第三十二条及び第三十三条の規定

(政令への委任)
 令和七年十月一日